

# 障害基礎年金相談は予約制です。

初診日に国民年金1号被保険者（20歳前・60～64歳の方も含みます）である方の「障害基礎年金」は、旭川市役所で相談できますが、相談される方の待ち時間の解消や、十分な相談時間を確保するため「予約制」で相談を承っています。

相談を希望される方は、お手数ですが必ず「電話予約」していただき、予約日時に担当窓口（総合庁舎1階 2番窓口）へお越しください。

なお、予約せずに来庁された場合は「相談の予約」のみ可能です。（原則、当日の相談は承っておりません。）

## 相談時間

月曜日から金曜日（祝日・休日・年末年始を除く）

- ① 午前10時
- ② 午後2時

## 予約方法等

○予約期間 予約希望日の1か月前（前月の同日）から前日まで（閉庁日を除く）

※前月の同日が閉庁日の場合はそれ以降の最初の開庁日から受付します。

※前月の同日に対応する日がない場合は、前月の最終開庁日から受付します。

○予約方法 電話予約 25-6306（市民課 国民年金担当直通）

○予約受付時間 午前9時から午後5時（月曜日～金曜日）

※祝日・休日・年末年始を除く

○「障害基礎年金の予約相談なので職員を呼んでほしい」と、1階案内の職員にお声がけください。

※案内職員が不在の場合は総合庁舎1階 2番窓口まで直接お越しください。

## 注意事項

○相談には、1～2時間程度かかります。時間に余裕をもってお越しください。

○予約時間に遅れるときは、「25-6306」まで必ず電話連絡してください。

○電話連絡無しで予約時間に30分以上遅れた場合はキャンセル扱いとなり、予約の取り直しが必要となります。

○裏面の、相談前の確認事項をお読みいただき、相談にお越しください。

○月末は相談が混みあいますので、早めの相談予約をお願いします。

（裏面へ）

## 障害基礎年金相談前の確認事項

### ○相談当日必要なもの

- ① 基礎年金番号のわかるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書等）
- ② 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳等）
- ③ 委任状（本人とは別世帯の方のみがお越しになる場合）と代理人の本人確認書類。  
※委任状様式が必要な場合は、郵送しますので電話予約時にお申し出ください。  
※日本年金機構ホームページからもダウンロードできます。  
( [https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/kyotsu/sonota/20140306.files/1\\_inin.pdf](https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/kyotsu/sonota/20140306.files/1_inin.pdf) )  
トップページ/年金の制度・手続き/年金の受給/年金の受給に関する届出・手続き/共通事項/その他/年金相談や手続きを代理人に委任するとき
- ④ その他、相談の参考になると思われるもの  
(初診日や治療経過が書かれた書類、お薬手帳等)

### ○相談前に確認していただくこと

- ① 障害年金を請求する傷病名（病名）
- ② 傷病の「初診日」と「通院歴」  
※転院がある場合の「初診日」は、その傷病で「一番初めに医師の診察を受けた日」

何かご不明な点がございましたらお問い合わせください。

旭川市市民生活部市民課（国民年金担当） Tel 25-6306